

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	37	府省庁名	国土交通省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税されるが、この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるため、内外二重課税が発生する。この二重課税を調整する措置（所得税法第176条第3項等）の対象が限定的であったため、平成30年度改正にてその対象を拡げる措置が認められた（令和2年1月施行）。</p> <p>当該二重課税調整に際し、住民税については控除が認められていないものの、国税については投資家が受け取る分配金に外国税額を加算（グロスアップ）した額を課税標準として控除額を計算する仕組みであることから、住民税の課税標準も外国税額加算後の金額となってしまう。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>公募投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められていないことを踏まえ、外国税額加算前の金額を個人住民税・法人住民税の課税標準とする等の所要の措置を要望する。</p>		
関係条文	所得税法第176条第3項、法人税法第69条の2、租税特別措置法第9条の3の2 地方税法第71条の27、地方税法23条第1項第4号 等		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (-) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公募投資信託等を経由して海外資産に投資する場合の内外二重課税調整を図り、投資環境の整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公募投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められないことを踏まえれば、外国税額加算前の額を課税標準とすることが適切であるため。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) (抜粋) 「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」</p> <p>政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績目標 120 「リート等の資産総額」</p>
	政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税の調整
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	国税の内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、内外二重課税が適切に解消されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国税の内外二重課税の調整（外国税額控除）の見直しに対応する、地方税法上の手当てを行うものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度要望 平成 29 年度要望 平成 30 年度要望 平成 31 年度要望
ページ	37—3